

**要望事項 (優先順位 4)**

幡枝町西部の鳥井ヶ谷池の親水公園化

**要 旨**

農業用溜池としての機能を終えて久しい「鳥井ヶ谷池」の池敷とその周辺を親水公園化していただきたく要望いたします。

鳥井ヶ谷池は、幡枝西部地区の水田用水の補助的な水源として長年にわたってその機能を発揮してきましたが、宅地化が進み、水田面積が減少するにつれて、その機能を終えて久しくなります。底樋はすでに機能しておらず、土砂もたまって、貯水機能も土砂災害防止機能も期待できない状態です。維持管理を行ってきた水利組合は解散し、平成3年頃からは幡枝町自治会が管理していますが、年2、3回の堤防と周辺の草刈りなど、最低限の維持管理にとどまっています。

3年来この池の堤防直下に70名を収容する京都精華大学学生寮が新設され、下流の住宅地とともに、想定外の集中豪雨の際には大きな被害を受けることも危惧されます。この池の受益地域の区画整理事業も完成した今、農業用施設としての用途を変更し、鳥井ヶ谷地区約180世帯の住民の憩いの場として幼児・児童・高齢者用の親水公園として再整備していただくよう要望します。

**回 答  
(行財政局)**

鳥井ヶ谷池（以下「池」といいます。）については、本市が普通財産として所管しており、これまで池の管理については、昭和53年に水利権者と締結した「市有ため池の管理に関する協定書」に基づき、水利組合等に管理いただいていたまいりました。

現在、農業用溜池としての機能は無く、水利組合も解散していることや、自治会において年2～3回以上の除草等に御協力いただいていることについては、本市としても認識しており、敷地の維持管理への御努力に対し、改めて御礼申し上げます。

本市といたしましても、危険防止の観点から必要な管理上の対応に関しましては、地元自治会の御要望をお聞きしながら、予算上可能な限り行ってまいりたいと考えております。

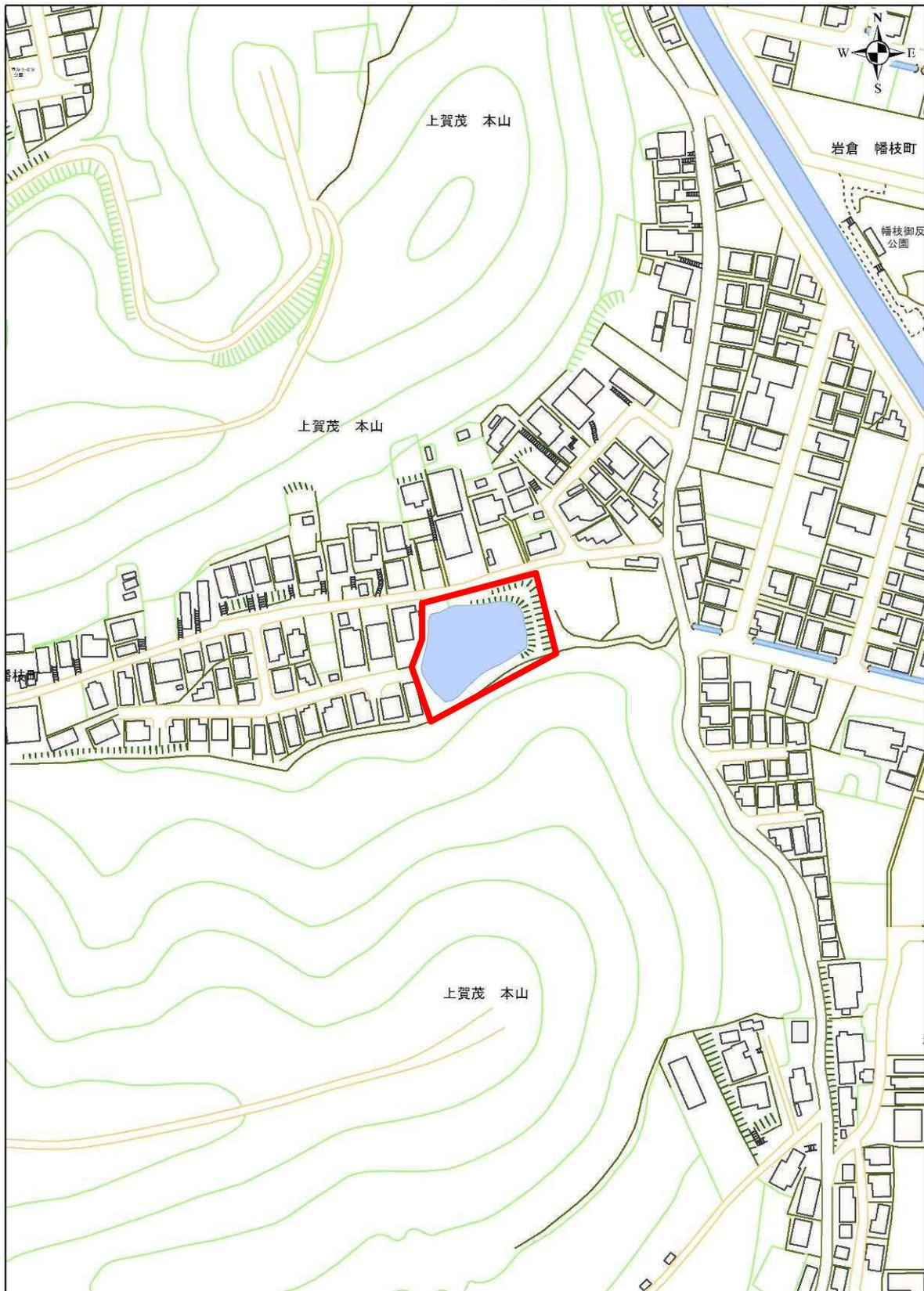
**(建設局)**

本市では、緑あふれるまちづくりを目指し、平成22年に策定した「京都市緑の基本計画」に基づき公園の整備に取り組んでいます。

現在100箇所以上の公園が開園から50年以上が経過し、遊具など多くの公園施設の更新が必要となっていることから、公園の新たな整備に関する皆様からの御要望には十分にお応えできていない状況にあります。

何卒、御理解のほど、よろしく願いいたします。

# 地図



特記事項:

1:2,000

20 10 0 20メートル